

令和7年度首都圏における熊本県関係人口創出プロモーション事業業務委託仕様書

1 委託名

令和7年度首都圏における熊本県関係人口創出プロモーション事業業務

2 委託目的

首都圏を中心に20代～30代のファミリー層（特に女性）をメインターゲットとして、本県の魅力ある資源（食、文化、歴史等々）に触れる機会を提供することにより、首都圏から熊本県への新たな人の流れを創り出し、本県と継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域の課題解決や活性化、さらには将来的な本県への移住の裾野拡大につなげていくことを目的とする。

この事業の実施効果を最大限に高めることを目的として、受託者が有する高い企画力・運営力等の専門性を活用するために、事業の要となる部分を委託する。

3 実施期間

令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）2月まで

※実施日及び開催時間決定に際しては、契約締結後、熊本県と協議の上、確定すること。

4 業務の背景と方向性

本県においては、新型コロナウイルス感染症の収束等により、全国的に地方から都市圏への人の流れが顕著となり、本県から都市圏への転出者数も増加傾向にある。また、昨年4月に公表された「消滅可能性自治体」(※)では、県内の18市町村が「消滅の可能性がある自治体」として位置付けられた。人口減少、高齢化が急速に進展する中、地域を支える人材不足という課題は避けられない。このような課題に対しては、移住した「定住人口」や観光による「交流人口」ではなく、地域と多様に関わる「関係人口」に着目し、地域外の人材が地域づくりの担い手となり、地域活動の維持、地域経済の活性化、そして内発的な地域発展を促すことが期待されている。そのため、県外の方々が本県との関わりや繋がりを持つきっかけ作りと継続して関わってもらう仕組みの構築が求められている。

以上を踏まえ、本業務では、首都圏在住の20代～30代のファミリー層（特に女性）をターゲットとして、熊本県に興味・関心を持っていただけるようなイベントを開催する。また、イベント終了後も継続的なフォローアップができる仕組みを構築し、関係人口の創出を図る。

(※)「消滅可能性自治体」は2020年から2050年の30年間で、20～39歳の若年女性人口が50%以上減少すると推計される自治体である。

5 業務委託の内容

(1) 企画立案及び実施

熊本県の魅力ある資源を認知してもらうためのプロモーション施策を実施すること。なお、施策の立案及び実施にあたっては、自由提案とし以下の点に留意すること。

ア ターゲット

- (ア) 首都圏在住の２０代～３０代のファミリー層（特に女性）に関するライフスタイルや関心分野、情報接触手段などを調査分析の結果を踏まえた提案であること。
- (イ) 本県や無関心層、交流人口が関係人口へ移るきっかけとなる注目度のある提案であること。

イ 熊本の魅力を活用したプロモーション内容

- (ア) イベント実施にあたっては、熊本県の魅力ある素材（観光、歴史・文化、食等）を活かしたテーマ・コンテンツを設定し、上記「アのターゲット」への的確に訴求する提案であること。
- (イ) イベント実施にあたっては、県内の特定地域のみでの魅力発信とせず、県内全域の発信に努めること。
- (ウ) イベントの開催回数は最低１回とする。
- (エ) 集客目標はイベント１回あたり５０名～１００名程度とする。
- (オ) イベントの開催にあたり、WEBやSNS等を活用した効果的な集客・宣伝であること。

ウ イベント参加者との継続的な関係づくり

- (ア) イベント終了後においても参加者が本県及び地域と継続的に関わる手法（SNS等）の提案であること。

エ その他

- (ア) イベント実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- (イ) イベント実施にあたっては、適した会場の確保、出演者の手配、関係者との連絡調整、参加者の募集及び申込みの受付、開催準備、当日運営、アンケート調査の実施及び集計結果、事前の広報活動等、業務の遂行に必要な全ての対応を含むこと。
- (ウ) イベント前に来場者からの問い合わせ等の対応を行うこと。
- (エ) 契約締結後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し提出すること。
- (オ) 熊本県との協議、打ち合わせ内容については、受託者において記録文書を作成の上、共有すること。
- (カ) そのほか、企画、運営、役割分担に当たっては適宜、熊本県と協議の上、決定すること。

(２) 実施内容の検証・評価・報告

ア プロモーション実施後の結果分析

イ 効果測定に基づく課題整理及び改善提案

6 予算額

(1) 委託上限額

3, 000千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※会場利用料等諸費は、委託料に含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

(2) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務実施に必要となる経費（人件費、謝金、旅費、賃借料、広告費、通信運搬費等）とする。

ただし、事業目的にそぐわないと判断されるものは経費として認めない。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

8 その他の留意事項

(1) 全 般

ア 原則として、本イベントに係る業務については、熊本県の責に帰する場合を除き、受託者の責任において実施することとする。

イ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。

ウ 本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。

エ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

オ 本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

カ SNS等を使用する際は炎上リスクへの配慮を徹底すること。

キ その他、企画、運営に当たっては、適宜、熊本県と協議の上、その内容について決定すること。

(2) 事業実施後における成果品の提出

実績報告書（*）を提出すること。また、成果品については、紙（2部）及び電子データ（1部）で提出を行うこと。

なお、その成果物（データ含む）の著作権等は、全て熊本県に帰属するものとし、

熊本県が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこととする。

ただし、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県及び委託事業者と別途協議の上、決定するものとする。

(*)「実績報告書」への記載が必要な項目

- ・ イベント概要
- ・ 活動実績
- ・ 集客実績
- ・ 状況写真（イベント状況（会場、ステージ）、その他プロモーション時状況等）
- ・ パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・ その他実績の確認に必要なもの